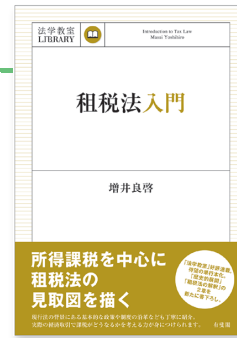


# 租税法入門

増井良啓

2014年3月刊 / 358頁 / 本体2600円+税  
A5判 / 並製



Book Information

**編集担当者から** 本書は、本誌355号から378号まで24回にわたり連載された「租税法入門」をまとめたものです。本誌リニューアルと同時にスタートした連載であり、担当者としてはとても思い出深い連載です。

単行本化にあたり、書き下ろしとして「歴史的展開」「租税法の解釈」の2章を追加しました。租税は無味乾燥で機械的なものというイメージを持っている方は多いと思いますが、歴史をたどると各時代状況における租税についての国家の意思（政策）が多様に変遷してきたことが分かり、税制を考えるためのベースとなる租税政策について紹介することで現行制度を俯瞰したいという著者のねらいが理解できます。

本書のもう1つのねらいは、経済取引を行った場合に課税がどうなるかを考える力を身につけることです。所得課税を素材としつつ、租税法全体に対する入門となっている本書を読むことで、大きな筋を理解し、具体的な場面における問題処理能力を習得することができます。（五島）

### Point!

**P** 「この章のテーマ」「この章で学んだこと」や豊富な図表・コラムが理解に役立ちます。

## chapter 9 費用控除

この章のテーマ  
▶ 所得税法と費用控除 ▶ 必要経費 ▶ 費用控除のタイミング  
▶ 借入金利子 ▶ 損失

### 9-1 所得税法と費用控除

9-1-1 各種所得との関係で決まってくる費用控除  
所得税法は、10種類の各種所得ごとに、各種所得の金額の計算方法を定めている。そのため、所得を得るための「もとで」に相当する部分を除外できるかどうかについても、どの種類の所得であるかによって、適用すべきルールが異なってくる（→5-4-1）。

10種類の各種所得について、費用控除の角度から所得金額の計算方法を比較したが、図表9-1である。ここからわかるように、各種所得の中には、必要経費や取得費の控除をそもそも認めていない類型もある。

所得の種類	控除なし
23条 配当所得	負債性所得の控除
26条 不動産所得	必要経費の控除（→37条1項）
27条 事業所得	必要経費の控除（→37条1項）
28条 給与所得	給与所得控除、特定支出控除（→57条の2）
30条 退職所得	退職所得控除
32条 山林所得	必要経費の控除（→37条2項）
33条 譲渡所得	取得費の控除（→38条）、譲渡費用の控除、特別控除
34条 一時所得	直接必要支出等の控除、特別控除
35条 雑所得① 公的年金等	公的年金等控除
35条 雑所得② その他	必要経費の控除（→37条1項）

122 Part 02\_所得税

るで常に作動しているように、株主との関係で取引があるたびに「資本金等の額」や「利益積立金額」を加算減算して記録していくのである。この話こそが、本格的な意味における会社の課税、つまり株主-会社間取引の課税への入口である。こういう勘定処理をしておくことで、のちに会社が合併したり分割したりしたような場合に、損益計算に反映できなかった資本金のやりとりを正確に承継することができる。

**Column 13-3 利益積立金額と株主段階課税**

利益積立金額として、会社段階で法人税を課税済の金額を測定しておくことには、立法政策論上、そもそもどのような意味があるか。ひとつの意味は、利益積立金額を資産として個人株主に対して配当した場合、株主段階で配当所得として課税し配当控除を与えるということである（→11-1-2）。つまり、会社段階の法人税と個人株主段階の所得税との関係をつなぐ役割をもたせるのである。剰余金の配当や「みなし配当」の計算が利益積立金額の計算と連動しているのは、このような見方と整合的である。

この章で学んだこと  
▶ 法人所得は、株主の眼からみて生ずるリターンとして構成されている。  
▶ 一般に公正妥当と認められる会計処理の基準にしたがって、損益を計算する。  
▶ 資本等取引が、会社の課税にとって重要である。

調べてみよう  
▶ 法人所得の構成は、どのような立法政策にもとづいているか？  
→増井良啓「法人税の課税ベース」金子宏編『租税法の基本問題』（有斐閣、2007年）476頁

chapter 13\_法人所得の意義 213